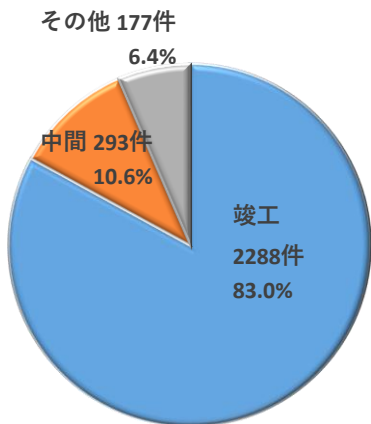


◇令和3年度の工事検査実績をまとめた結果は次のとおりです。

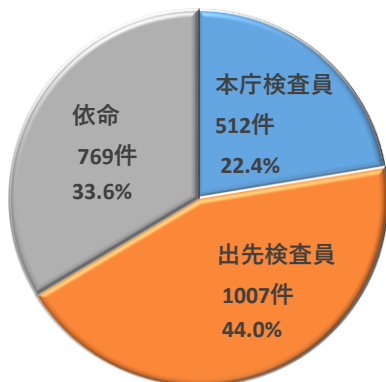
◇データ集計期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までのです。

1 実績/全体

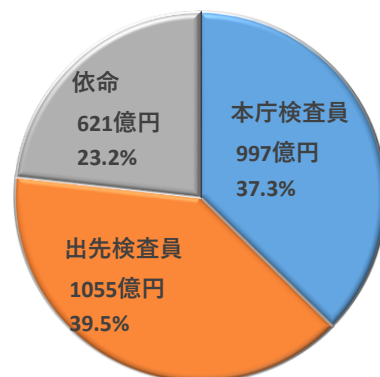
① 検査件数/竣工/中間/その他



総検査件数 2,758件



竣工検査件数 2,288件



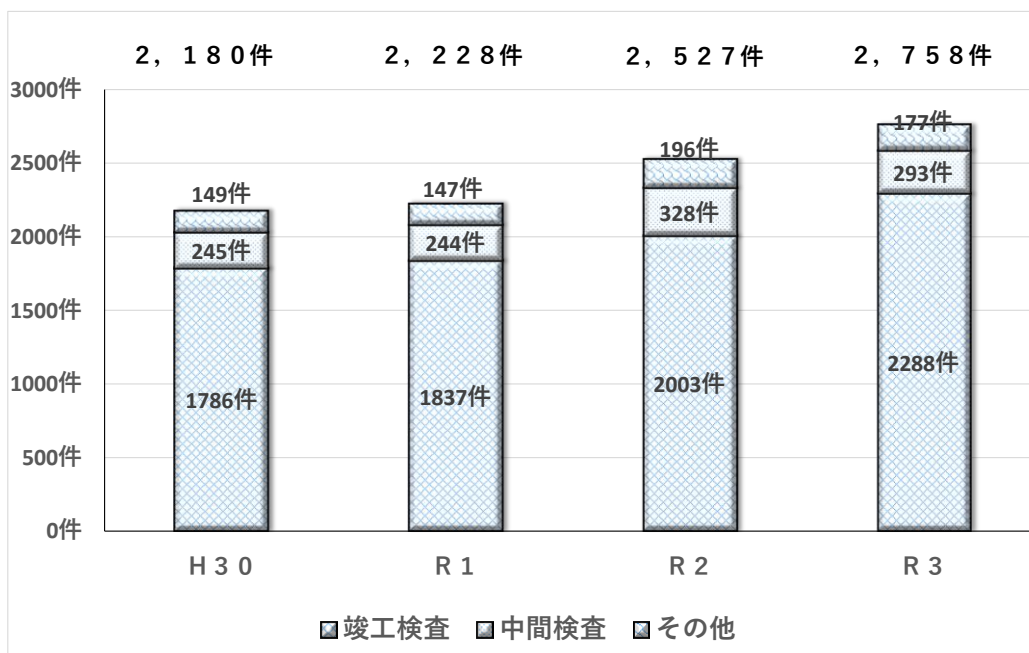
竣工検査総額 2,674億円

◇令和3年度の総検査件数は2,758件でした。うち、竣工検査は2,288件(83.0%)、中間検査は293件(10.6%)でした。

竣工検査のうち本庁検査員検査は512件(22.4%)、997億円(37.3%)、出先検査員検査は1,007件(44.0%)、1,056億円(39.5%)でした。

なお、「その他」の分類には、「一部竣工検査」及び「既済部分検査」が含まれております。

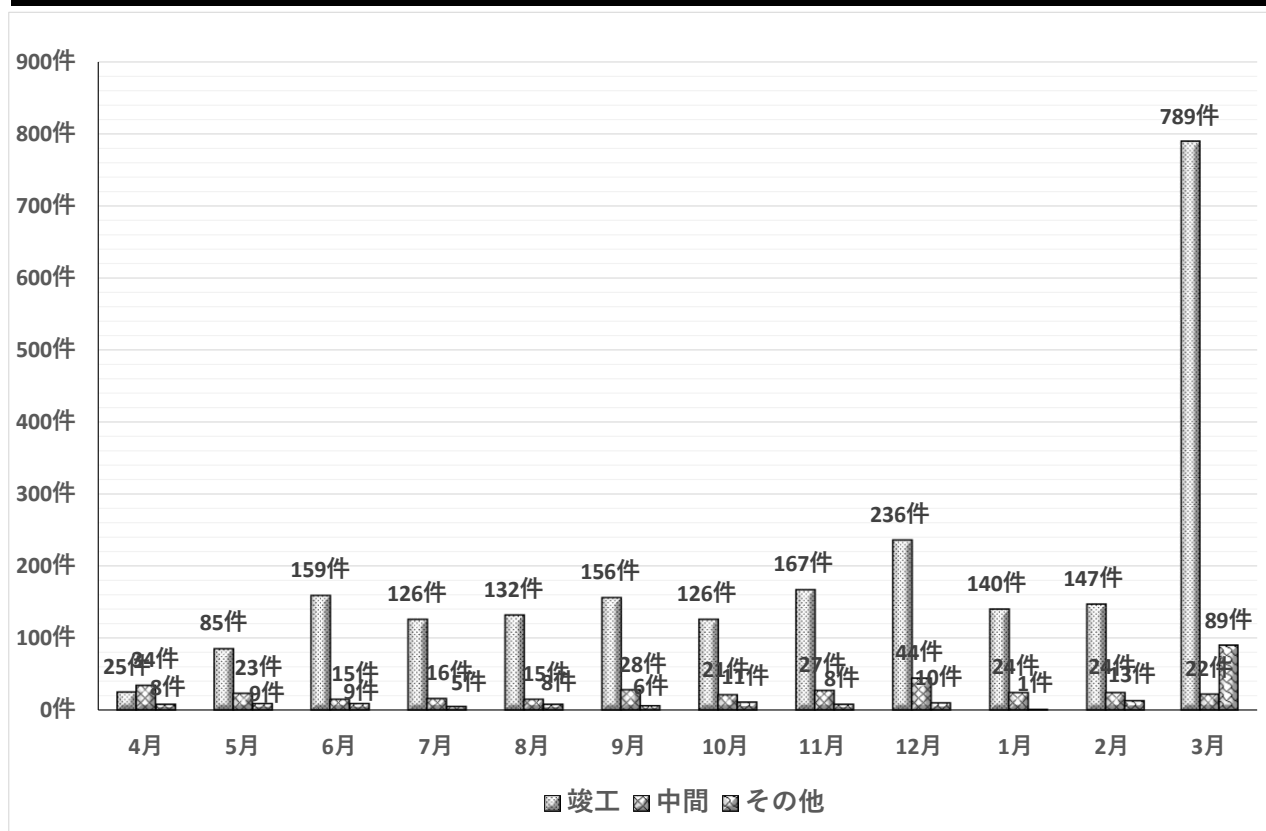
② 検査件数/推移(過去4年間)



◇令和3年度の総検査件数は2,758件で、令和2年度と比較して231件増加しました。令和元年度と比較すると2年間で530件、約23.8%増加しました。

2 検査実績

① 検査件数／月別

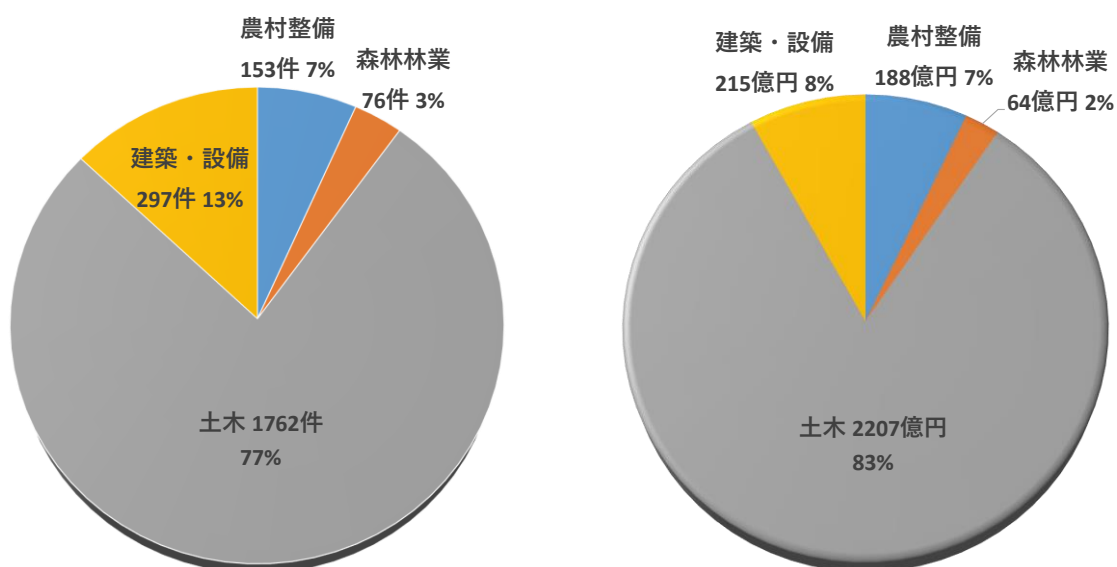


◇月ごとの竣工検査件数は、**例年と同じ傾向で12月と3月に検査が集中**しております。

中間検査は、出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点等で実施するものですが、計画的に中間検査を実施することにより竣工検査時の負担も軽減されております。

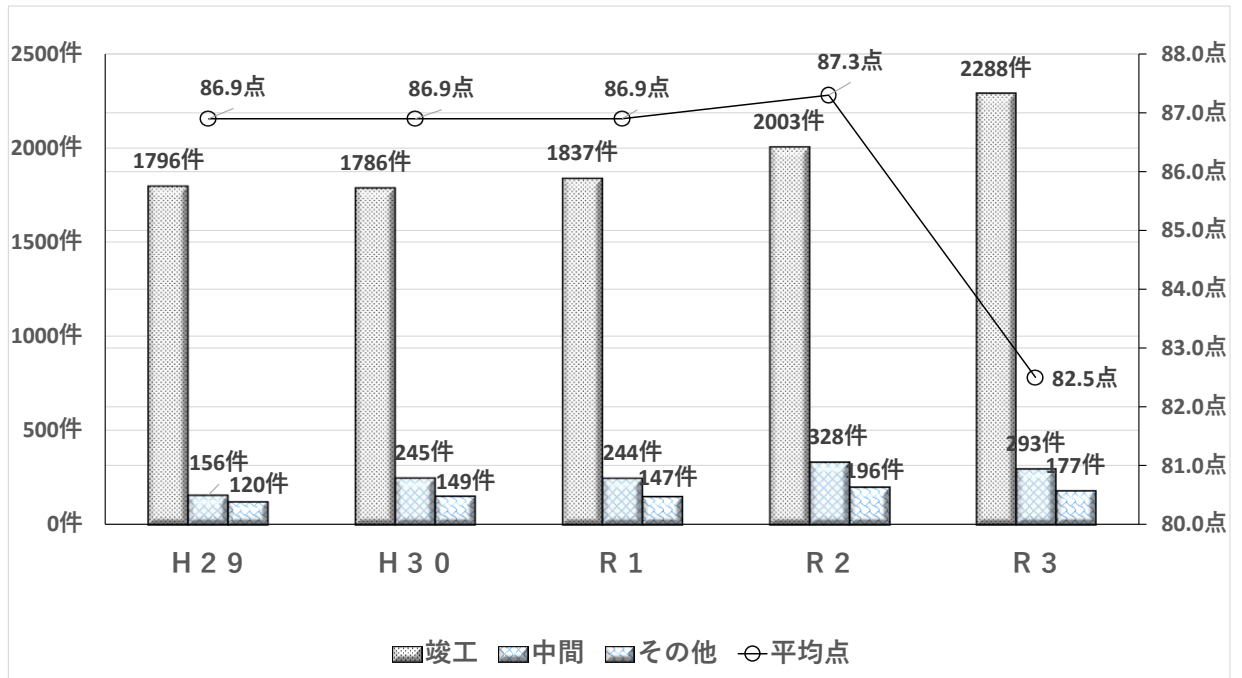
令和3年度は中間検査を293件実施しております。

② 竣工検査件数／竣工／金額／発注者区分



◇**竣工検査件数は土木部(土木、建築・設備)で90%、農林水産部(農村整備、森林林業)で10%、金額では、土木部(土木、建築・設備)で91%、農林水産部(農村整備、森林林業)で9%でした。**

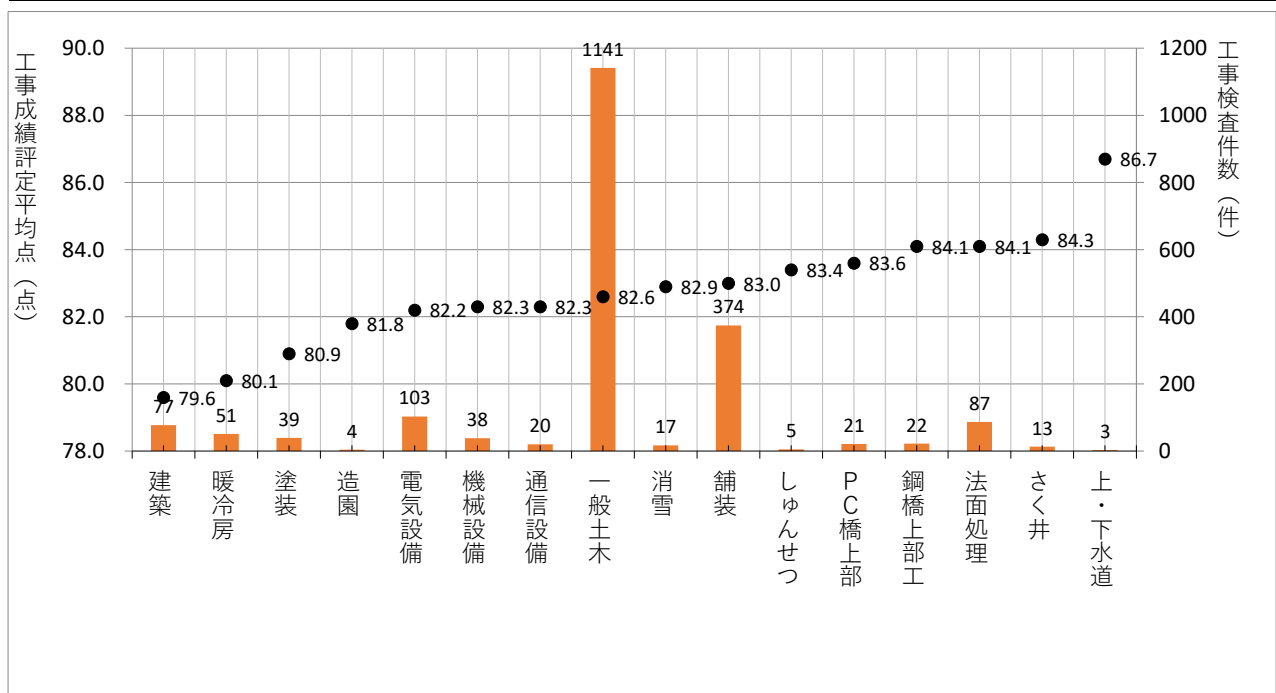
③ 検査件数／工事成績平均点／推移



◇工事成績の平均点が令和3年度に82.5点と下がったのは、令和3年4月1日より「被災者雇用」と「工事受注」による評定点への加点が終了したことが主な原因と考えられます。

④ 検査件数／工種別／平均点／

発注工事種別	建築	暖冷房	塗装	造園	電気設備	機械設備	通信設備	一般土木	消雪	舗装	しゅんせつ	PC橋上部	鋼橋上部工	法面処理	さく井	上・下水道	計
平均点	79.6	80.1	80.9	81.8	82.2	82.3	82.3	82.6	82.9	83.0	83.4	83.6	84.1	84.1	84.3	86.7	82.5
対象件数	77	51	39	4	103	38	20	1141	17	374	5	21	22	87	13	3	2,015



◇全体平均82.5点に対して、工事件数の多い業種の順に、一般土木82.6点、舗装83.0点、電気設備82.2点、法面処理84.1点、建築79.6点となっております。

3 令和3年度検査結果と主な指導事項等

① 令和3年度検査結果と令和4年度目標

■ 令和3年度の検査件数は、2,758件と令和2年度比で231件（9.1%）増加しました。

完成検査は285件増加し、中間検査は35件減少しました。

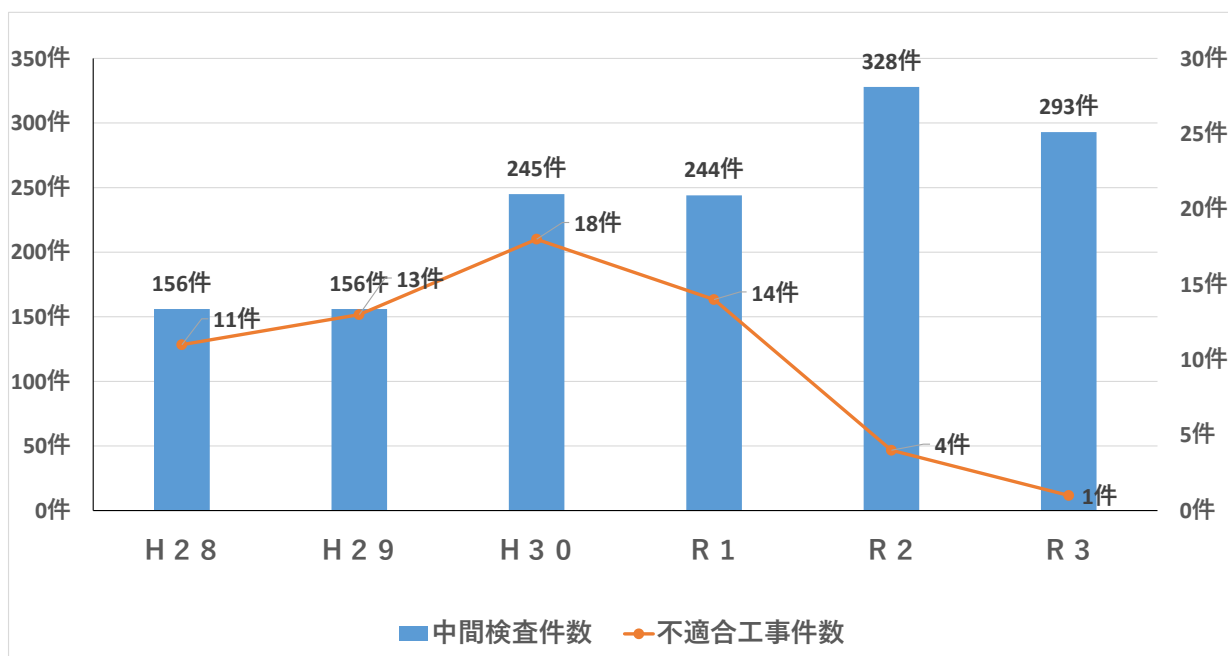
■ 令和3年度の完成検査の工事成績の平均点は82.5点と令和2年度（87.3点）に比べ4.8点低くなっており、これは令和3年4月1日より「被災者雇用」と「工事受注」による評定点への加点が終了したことが主な原因と考えられます。

■ 沿岸部の津波被災地の復旧・復興事業は概ね完了しましたが、令和3年度からは第2期復興・創生期間がスタートし、残る震災からの復興事業の完了、それに加え令和元年東日本台風等の災害復旧工事及び国土強靱化に関連し防災減災対策が加速しており、令和4年度も多くの工事件数が見込まれることから、引き続き、建設工事の適正な履行を確認するとともに、安全で高品質な公共施設を提供するため、適正かつ厳正な工事検査を実施してまいります。

■ 品質確保のためには、工事施工段階での確認や指導が有効な手段であることから、中間検査の実施件数を増やすよう取り組むとともに、引き続き工事成績評定の客観性、透明性、公平性の向上に取り組んでまいります。

■ 令和3年度の不適合工事は1件と令和2年度に比べ3件減少しました。

引き続き、不適合工事の発生状況等検査に関連する適時・適切な情報発信とともに、中間検査の積極的な活用などを呼びかけてまいります。



■ 新型コロナウイルス対策として、令和2年度からインターネット双方向通信による遠隔臨場検査を推進しており、職員間または事業者との接触機会を減らすなど、感染拡大防止に取り組んでいるところです。

令和4年度も引き続き、積極的に遠隔臨場検査を推進してまいります。

② 検査時における主な指導事項と令和2、3年度の不適合工事の分析

■完成検査時の指導事項

(必ずしも不適合となるものではありませんが、評定に関係する内容ですので十分留意して下さい)

【出来形管理関係】

〔共通〕

- 測定基準に基づく測定値の管理点数が10点以上のある場合には出来形管理図表を必ず作成して下さい。
- 規格値が下限値のみの場合は、出来形のばらつきを把握するため、下限値を反転させた仮想上限値を出来形管理図に記載して下さい。(下限値と仮想上限値には50%、80%のラインも記載して下さい)
☞この管理図をもとに「ばらつき具合」を確認のうえ評定を行うため、特に重要です。!
- 出来形の管理基準が定められていない工種については、監督員と協議し、管理基準を定めて施工管理して下さい。
- 検査時の検測値は出来形管理値と大きく異なることがないようにして下さい。特に舗装幅員検測で多く見られます。
- 残土処理は、残土捨場の前後の状況から土量変化率も考慮したうえで残土量を確認できるよう管理して下さい。

〔道路関係〕

- 舗装工事前には、既設路盤高等を必ず確認し、設計値と異なる場合には協議した上で工事に着手して下さい。
- 道路工の路盤厚は各車線2.0m毎に1箇所掘り起こして測定して下さい。
- 側溝工の延長は中心部で管理して下さい。端部で延長を測定すると曲線区間の長い方の延長で管理した場合出来形不足になる恐れがあります。
- 側溝基礎工の延長管理も行って下さい。幅・厚さは管理しているが延長管理をしていないケースが多く見られます。
- 現場打集水柵の出来形管理図表を作成して下さい。管理点数10点未満の場合は出来形結果表のみで構いません。
- 法面工の出来形管理図表を作成してください。管理点数10点未満の場合は出来形結果表のみで構いません。

〔河川関係〕

- 防草シートの重ね幅については管理基準が定められていないため、監督員と協議し管理基準を定めて施工管理を行って下さい。

【品質管理関係】

〔共通〕

- 仕様書に管理基準が定められていない工種は、監督員と協議し管理基準を定めて施工管理を行って下さい。
- コンクリートの圧縮強度試験では、供試体に工事名等が確認できるものを添付して写真管理して下さい。
詳細については、技術管理課ホームページを参照して下さい。
- 生コンの運搬時間管理では、外気温も合わせて記載して施工管理して下さい。
- 溶融式、高視認性の区画線施工では、外気温の管理を行い、5℃以下では行わないで下さい。
- 区画線塗料は、有効期限である製造日から12ヶ月以内のものを使用して下さい。
- コンクリート打設・養生時は、外気温を管理して下さい。(暑中コンクリート・寒中コンクリート対応)
- コンクリートの圧縮強度は、28日強度試験を実施し規定の圧縮強度に達していることを確認して下さい。
☞コンクリートの圧縮強度は、推定式による確認は認められていないため、28日強度の確認が困難な場合は、発注者と協議して下さい。
《重要》協議をしないで受検し、28日強度が確認できない場合は、不適合工事となります。
- プレキャスト製品を切断した場合は、さび止めなどの処理を行って下さい。

〔道路関係〕

- 歩道、路肩、取付道路等のプルフローリングを省略する場合は、監督員の承諾を得て下さい。
- プライムコート、タックコートは、製造日から60日以内のものを使用して下さい。
- プレキャストカルバートは、道路土工カルバート工指針の規定により、縦締めの緊張、グラウト管理をして下さい。
- CAE施工開始日は、破砕混合直後に採取した試料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得て下さい。

■令和2年度、令和3年度の不適合工事の分析

□令和2年度は4件、令和3年度は1件、不適合工事が発生しております。

□令和2年度の不適合工事の発生原因としては、全4件のうち「規格値を満足していない」工事が2件、「施工管理資料不足」の工事と「その他」に分類される工事が1件づつとなっております。

主な「規格値を満足していない」工事は、

①曲線部の側溝の延長を短いほうの延長で管理していたため出来形不足となったもの

②現場検査時に基準高が管理している値と合致せず、測定する測量機器の不具合のため不適合工事となったものです。再検査では違う機材を使用し規格値内の数値を確認したため修補等はありませんでした。

また、「施工管理資料不足」の工事は、舗装補修工事で、各層毎に現場管理密度を測定すべきところを基層の現場管理密度を測定していなかったものです。

□令和3年度に発生した不適合工事は、コンクリート構造物工事で複数箇所のひび割れが確認され、現地でひび割れ幅を確認したところ、規格値を満足しなかったものです。対応としては、受注者と協議し、コンクリート診断士に確認のうえ、エポキシ樹脂を注入、再検査後に竣工となりました。

□不適合工事とならないためには、該当する工種について「共通仕様書」をよく確認するとともに「特記仕様書」も熟読しておくことが重要です。

また、不適合工事を防止するには中間検査が大変有効です。令和3年度は多くの中間検査を実施したこともあり、不適合工事が令和2年度の4件から令和3年度は1件と減少し、大きな効果が見られました。中間検査時に不具合箇所が判明した場合でも工期内の改善が図られるため、積極的な活用をお願いいたします。

□最後に、最近の不適合工事の発生事例を踏まえ、不適合工事防止のためのチェックシートを作成し、ホームページに掲載しているので、活用して下さい。

4 受注者の皆様へ

◇皆様には、日頃より円滑な工事検査の実施にご協力いただきありがとうございます。

現在、工事検査課では工事検査の適正かつ厳正な実施は勿論のこと、災害関連工事が増加していることを踏まえ、円滑で効率的な工事検査の実施に努めているところでございます。

◇新型コロナウイルス感染防止対策として、検査時間の短縮や遠隔臨場検査の実施にも取り組んでおりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇公共工事において優良な社会資本を整備するためには工事目的物の品質確保が重要であると考えており、今後も定期的に指導事項や不適合工事等に関する情報を提供していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5 検査対象の写真(抜粋)

写真-1



【農村】原町南部地区ほ場整備工（南相馬市）～津波被災地の農地改良を行う区画整理工事

写真-2



【森林】西山地区治山ダム工（矢祭町）～木製残置型枠を使用した谷止工

写真-3



【森林】高野地区山腹工（石川町）～県民の生命・財産を保全する法枠工事

写真-4



【土木】県道吉間田滝根線広瀬工区（小野町）～中通りと浜通りを結ぶ東西連携道路工事
（あぶくま高原道路小野IC接続部）

写真-5



【土木】国道114号山木屋工区（川俣町）～避難解除区域の復興を周辺地域から支援するための道路工事
写真-6



【土木】県道原町川俣線二枚橋工区（飯館村）～避難解除区域の復興を周辺地域から支援するための道路工事

写真-7



【土木】県道広野小高線棚塩工区（浪江町）～津波被災地域の住民帰還に伴う地域の復興を支援する道路工事
写真-8



【土木】夏井地区海岸災害復旧工事（いわき市）～津波被害を軽減する海岸堤防の復旧工事

写真-9



【土木】木戸川河川改修（川内村）～豪雨等の自然災害の被害を軽減し、地域住民の安全安心を確保する河川工事

写真-10



【土木】砂防堰堤工事大高内沢地区（白河市）～土石流などの土砂災害から生命、財産を守るための砂防工事

写真-1 1



【建築・設備】県営住宅高倉団地外壁改修工事（郡山市）

写真-1 2



【建築・設備】伊達地区特別支援学校新築（機械）工事（伊達市）

写真-13



【建築・設備】国道114号絵馬平トンネル道路照明改修工事（福島市）

6 新型コロナに対応した検査体制

写真-1



※ソーシャルディスタンスを確保し、適度な換気をすることにより、新型コロナ感染リスクの軽減を図っております。

写真-2



※検査前に非接触式検温計により体温を検測することにより、新型コロナ感染リスクの軽減を図っております。

写真-3



※遠隔検査実施により、現場への移動時間の削減、移動時の新型コロナウイルス感染リスクの軽減を図っております。

写真-4



※動画・音声の双方向通信により、細部の確認にも効果を発揮しました。